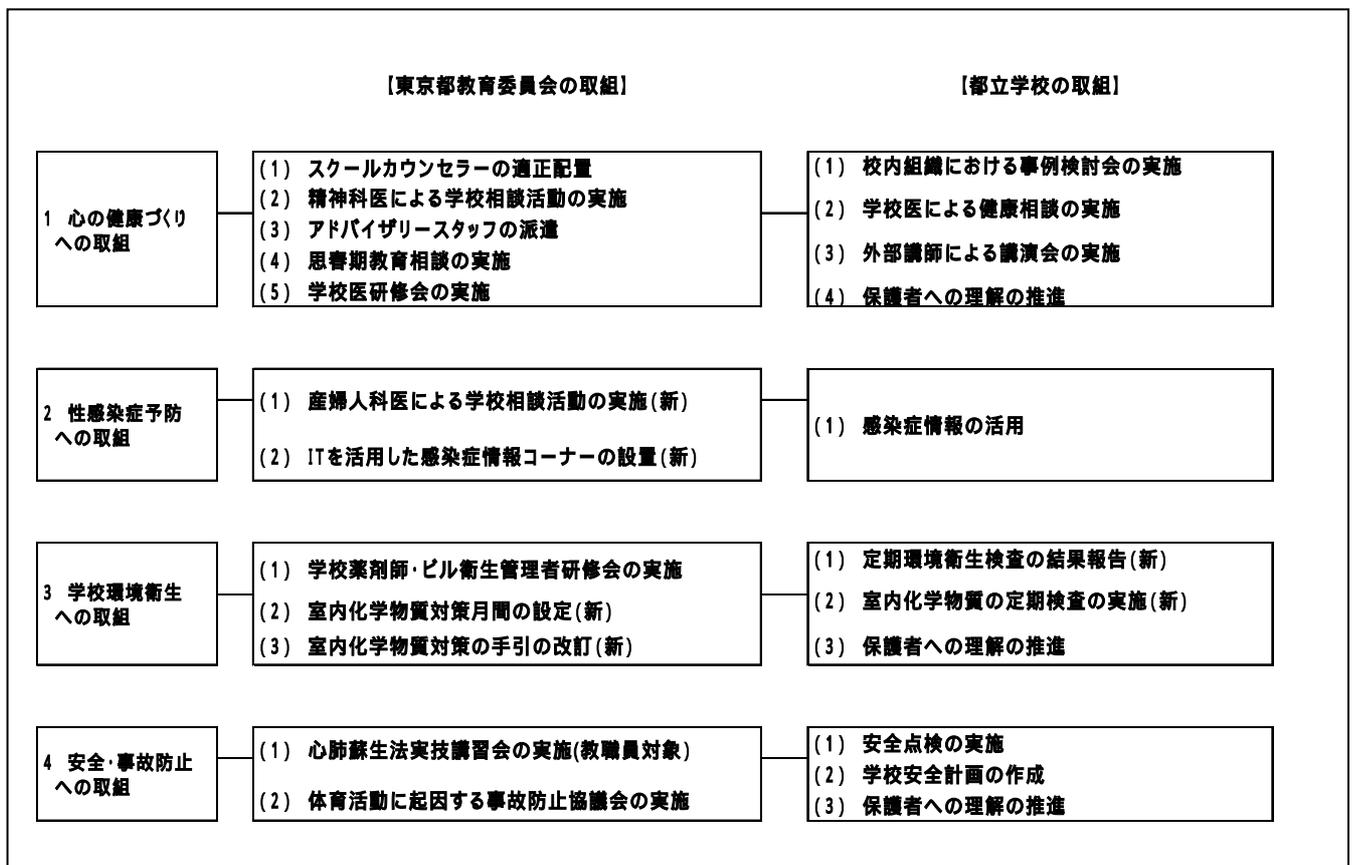


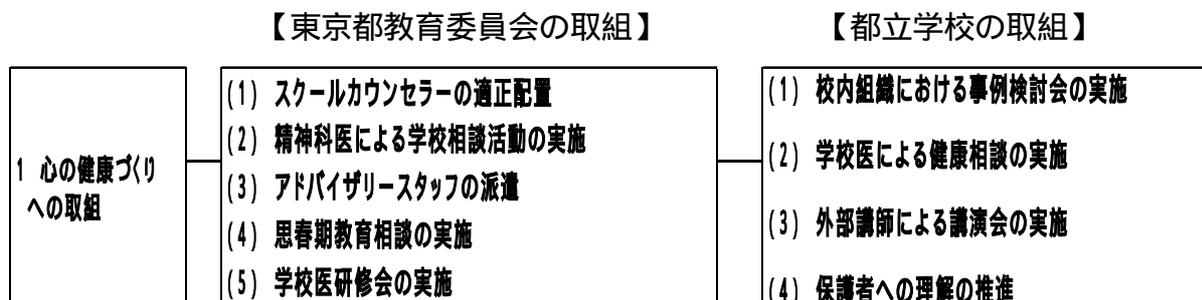
# 第3章

## 児童・生徒の健康課題に対する環境整備



### 第3章 児童・生徒の健康課題に対する環境整備

#### 1 心の健康づくりへの取組



#### 【現状と課題】

##### <現 状>

平成15年度に実施した都立高校における健康相談活動の実態調査によると、平成15年4月～9月の半年間に調査対象となった学校で、心の健康にかかわる問題を抱える生徒が把握された学校の割合は、「不登校」66.4%、「精神疾患及び心身症」65.1%、「自傷行為」49.0%、「摂食障害」38.0%であった（図1）。

調査対象生徒数に対する割合で見ると、「不登校」1.22%、「精神疾患あるいは心身症」0.59%、「自傷行為」0.28%、「摂食障害」0.14%であった。

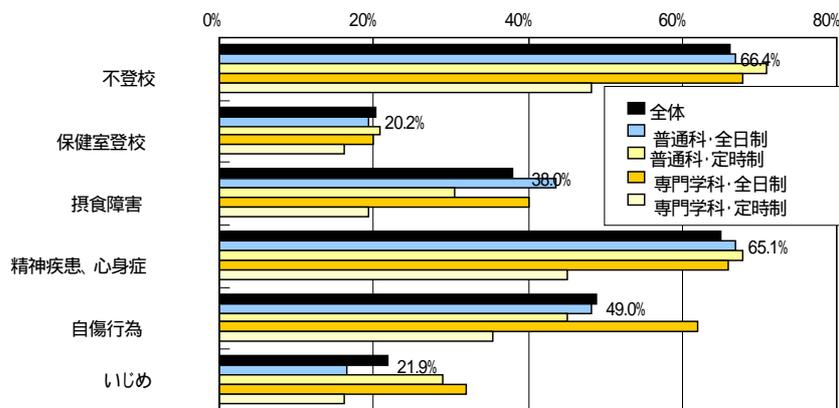
また、日本学校保健会<sup>15</sup>が実施した保健室利用状況に関する調査によると、調査時点において心の健康問題のために養護教諭が継続支援をしている事例のある割合は、高校で平成2年度70.6%であったものが平成8年度には79.6%、平成14年度には87.5%と上昇している。

心の健康問題から、青少年の自殺につながる場合もあり、平成15年東京都の人口動態統計によると、特に15歳から19歳では「不慮の事故」を上回り、「自殺」が死因の第1位となっていることも十分認識しておかねばならない。

<sup>15</sup>（財）日本学校保健会

学校保健の向上発展を目的として設立された団体。子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健に関する様々な活動を行っている。

図 1 心の健康にかかわる問題を抱えた生徒のいる都立高等学校の割合



出典:「健康相談活動支援体制検討委員会報告書」  
平成15年東京都教育委員会

#### < 課 題 >

学校における心の健康問題は、特別な問題ではなく、どこの学校においても対応が必要なことである。

また、心の健康問題がある生徒は継続支援が必要とされているので、地域と連携したネットワークで支援する体制が求められている。

#### 【取組の方向性】

ストレスの多い社会のなかで、心の健康を保持する知識や技術を身に付け、またそれをサポートする体制を地域と連携しながら整えることで、心の健康問題を学校全体の問題としてとらえていく。

また、思春期の心の問題は、親子関係や家庭に起因する例も多いことから、心の健康問題への保護者の理解のために、相談窓口を紹介していく。

#### 【東京都教育委員会の取組】

##### (1) スクールカウンセラーの適正配置

心の健康にかかわる問題がある生徒の実態に応じて、都立学校にスクールカウンセラー（臨床心理士）の適正配置を行っていく。

また、チャレンジスクール<sup>16</sup>では、よりきめ細かい対応が必要とされるため、専任のスクールカウンセラーを配置していく。

#### (2) 精神科医による学校相談活動の実施

精神科医を都立高等学校へ派遣して、養護教諭をはじめ教職員を対象に、具体的な相談支援を行っていく。現在のモデル地区（千代田区及び多摩地区の一部）での実施を拡大し、専門の精神科医を確保し、学校からの要請に応じて派遣できる体制を充実していく。

#### (3) アドバイザリースタッフの派遣

いじめや不登校等の心や体の問題解決のために、専門スタッフ（臨床心理士・大学教授など）を学校に、学生等スタッフを学校及び家庭に派遣し、相談に応じていく。

#### (4) 思春期教育相談の実施

東京都教育相談センターにおいて、児童・生徒を対象に、いじめや学校生活、進路などの心や体の悩みについて相談に応じていく。

また、保護者の相談にも対応していく。

#### (5) 学校医研修会の実施

学校で課題となっている心の健康課題に対する研修を学校医を対象に実施していく。

### 【都立学校の取組】

#### (1) 校内組織における事例検討会の実施

生徒の心の健康課題に関して、学校全体で取り組むべき事例については、情報を共有し、統一的な対応を行っていく。

#### (2) 学校医による健康相談の実施

定期健康診断だけでなく、学校医が定期的に来校し、児童・生徒の心の健康問題の相談を実施していく。

---

<sup>16</sup> チャレンジスクール

小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、これまで能力や適性を十分に活かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする学校

( 3 ) 外部講師による講演会の実施

児童・生徒や教職員に対し、思春期の心の健康問題について理解し、考える機会をつくるため、地域保健関係機関や、大学等に医師、保健師又は、カウンセラーの派遣を依頼し、講演会を開催していく。

( 4 ) 保護者への理解の推進

児童・生徒が抱える心の健康問題を理解し、学校とともに家庭においても心の健康問題に対応できるよう、講演会などを実施していく。

また、保護者に対し相談機関などの情報を提供し、学校、家庭、地域保健関係機関との連携を推進していく。

**【関係部局等の取組】**

( 1 ) ひきこもり等インターネット相談の実施

( 生活文化局、青少年育成総合対策推進本部 )

インターネットを通じて、ひきこもりで悩む方々 ( 本人だけでなく、家族や友人などの関係者も含む。 ) の相談を無料で行っていく。

( 2 ) 思春期相談の実施 ( 福祉保健局 )

思春期の子どもや保護者を対象に、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所などにおいて、精神保健相談を実施していく。

( 3 ) ひきこもり・不登校外来や思春期デイケアの実施 ( 病院経営本部 )

都立梅ヶ丘病院において、ひきこもりや不登校などの専門外来を実施しているほか、思春期専門のデイケアを実施し、専門的なケアを行っていく。

( 4 ) 子どもの心の健康に関する講演会等の実施 ( 病院経営本部 )

都立梅ヶ丘病院が持つ専門性を生かし、「梅ヶ丘セミナー」を開催するほか、各種研修会での講演等を通じて教育や福祉関係者への知識の普及を図る。

## 参考事例

### < ロールプレイによる心の健康講座の取組（都立八潮高等学校定時制） >

都立八潮高等学校定時制保健部では、スクールカウンセラーを講師とした心の健康講座を実施した。生徒をグループ分けし、各グループに担当教員を配置し、グループごとにテーマを決め、ロールプレイを通し相手の心情を理解し、交友を深める取組である。

この実施後、生徒からはその立場を演ずることは難しかったが、次第に相手に対する理解が深められたという意見を聞くことができた。

### < 東京都教育相談センターの協力による心の健康づくりの取組（都立大泉高等学校） >

教育相談推進校の指定を受けこれに係る校内研修を実施した。また保護者対象の講演会も予定している。さらに、期間限定で週1回のペースで臨床心理士が派遣され、生徒、保護者及び教職員の教育に関する相談を実施している。

本校の多くの生徒は自らの進路実現や自己実現を目指して日々生活しているが、様々なストレスや葛藤の中で生活している生徒たちにとっては、単なる進路指導や保健指導あるいはクラス担任による対応のみではなく、いわゆる「心の健康」への対応が急務である。

そこで、教職員個々が教育相談に関する技術や知識を向上させること、また、個々の生徒が個別に専門家への相談ができるよう、この事業に取り組んでいる。

### < 外部機関との連携による心の健康づくりの取組（都立神代高等学校） >

心の問題を抱える生徒に対して、担任・保健部が中心となり学校で抱え込まず、外部機関と連携を取るとともに保護者とも連携を行っている。

具体的な事例としては、授業参加不可能な生徒や不登校、精神の不安定な生徒等に対して、外部機関（児童相談所・警察等）と連携をとりながら長期的な指導を行っている。

これらの事例は、企画調整会議や職員会議で報告を行い、また学校保健委員会等で取り上げることによって情報を広げ、他の教員の研修の機会としている。

このことから、校内でも学校教育相談の体制化を図る意識が芽生え、平成17年度には教育相談室の新設や生徒情報交換会の定例化、また専門家による校内研修も計画されるようになった。

## 2 性感染症予防への取組（参照：「性教育・エイズ教育の推進」 第4章の2）

### 【東京都教育委員会の取組】

### 【都立学校の取組】

#### 2 性感染症予防への取組

- (1) 産婦人科医による学校相談活動の実施(新)
- (2) ITを活用した感染症情報コーナーの設置(新)

- (1) 感染症情報の活用

## 【現状と課題】

### < 現 状 >

思春期は生殖にかかわる機能が成熟していき、異性への関心も高まる時期である。

一方、近年の情報化に伴う携帯電話やインターネットの普及により、テレホンクラブや出会い系サイト等を通じて性に関する様々な情報が簡単に入手でき、子どもが対象となる性の商品化や無防備な性行動など、様々な問題が生じている。

第5回青少年の性行動全国調査報告「若者の性」白書（財団法人 日本性教育協会発行）によれば、高校生における性交経験率の推移は、昭和62年では、男子11.5%、女子8.7%であるが、平成11年では、男子26.5%、女子23.7%と増加している。

また、10代の妊娠数は増加しており、10代の人工妊娠中絶件数も平成8年から毎年増加し、年齢的には若年層に課題が生じている（図2）。

平成15年末現在の世界のHIV/AIDS流行状況をみると300万人以上が命を落とし、500万人が新たにHIVに感染したと推計され、世界でHIV/AIDSとともに生きる人々は約4,000万人となり、地球規模の流行拡大は深刻な問題である。

一方、HIV/AIDSに対する先進国の対応は目覚しく、草の根レベルの運動も精力的に行われており、患者数は減少傾向にある（図3）。

日本での状況をみると、平成15年のHIV感染者とエイズ患者の報告数は微減しているが、平成16年の報告数は増加傾向にある。

なお、HIV感染者報告数を経年でみていくと、近年は20歳未満で増加している。全国における東京都の割合は、HIV感染者が約4割、エイズ患者が約3割を占めている。

その他の性感染症では、性器クラミジア感染症の増加が著しく、年齢別患者報告数の推移をみると、10代後半の報告数は少ないものの、平成8年に比べ増加傾向にある（図4）。

### < 課 題 >

先進国がHIV/AIDS対策で新規感染者数を増加させないことに成功している中、日本だけが増加している現状である。また、性感染症罹患数も増加しており、性感染症についての正しい知識の普及と予防対策を学校、保護者や地域が協働して取り組む必要がある。

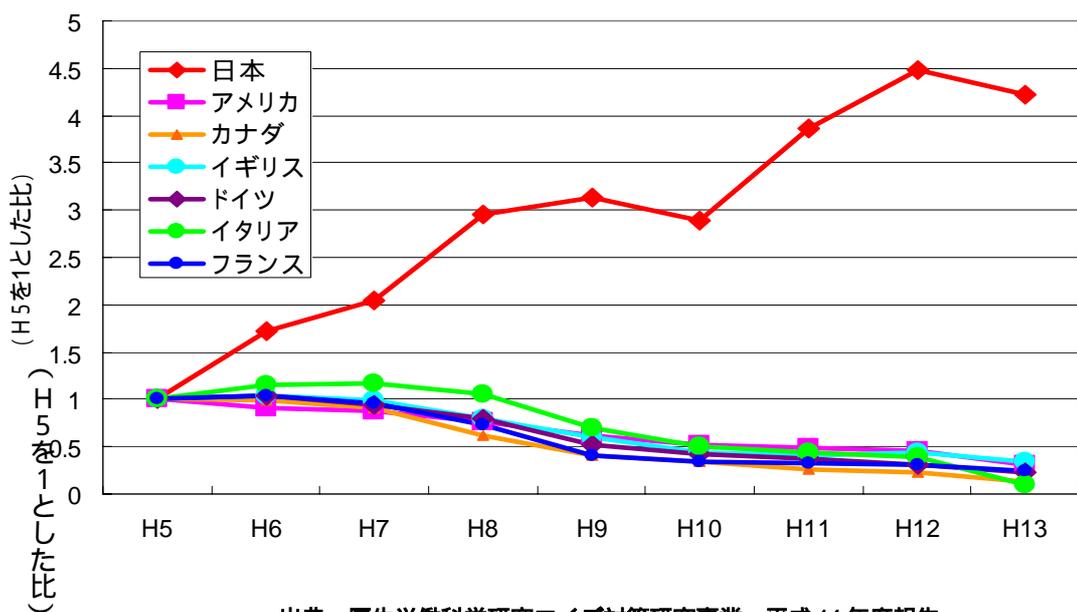
学齡期にある10代の妊娠については、出産や育児に関する知識が十分でないことや、人工妊娠中絶数の増加から、その多くが望まない妊娠であると考えられる。将来親となり得る10代の若年層から、生命の大切さや出産、中絶による心身への影響についての知識を持ち、正しい行動選択ができるように指導することが大切である。

図 2 人工妊娠中絶件数及び実施率の年次推移 (全国)  
(20歳未満)



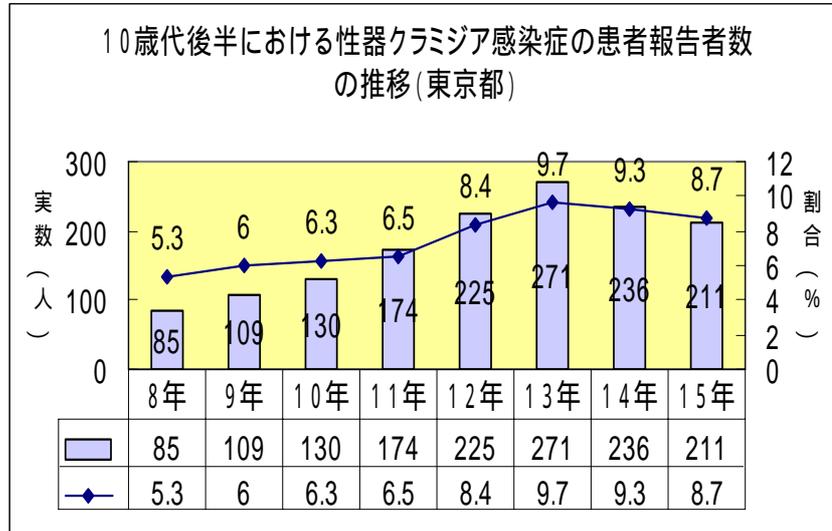
出典：厚生労働省 「母体保護統計報告」平成15年

図 3 先進7か国(G7)のAIDS患者報告数の増減比率



出典：厚生労働科学研究エイズ対策研究事業 平成14年度報告

図 4



出典:東京都感染症発生動向調査事業報告書(東京都福祉保健局)  
(都内41医療機関からの報告数)

【取組の方向性】

性感染症についての正しい知識の普及啓発活動と予防対策を学校、保護者及び地域が協働して取り組んでいく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 産婦人科医による学校相談活動の実施(新規)

東京都医師会の協力のもと、高等学校に産婦人科医を派遣して、養護教諭をはじめ教職員を対象に生徒の性感染症や産婦人科領域の相談支援を行う。また、健康教育の支援や研修会を行い、相談事例集を作成するなど各学校の実態に即した事業の方法を検討する。モデル校での取組事例を基に、学校相談活動の在り方を検討していく。

(2) ITを活用した感染症情報コーナーの設置(新規)

性感染症に関する感染症発生動向調査結果やHIV/AIDS報告などの最新データをわかりやすく加工し、ホームページに掲載することにより、各学校に情報提供していく。

## 【都立学校の取組】

### (1) 感染症情報の活用

教職員にも広く周知し保健教育に活用していく。また、保護者に対しても保健だよりなどを通じ、情報発信していく。

## 【関係部局等の取組】

### (1) HIV・性感染症検査の実施（福祉保健局）

保健所において、感染の不安がある者を対象に、HIV 検査や性感染症検査を匿名・無料で実施するとともに、相談にも対応していく。

また、東京都南新宿検査・相談室では、年間を通して（祝日を除く）電話予約制による匿名・無料検査を実施していく。

### 重点プラン 6 専門医による学校相談活動の実施

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
精神科医による学校相談活動の実施	モデル地区での実施	モデル地区の拡大	広域的に事業展開	⇒
産婦人科医による学校相談活動の実施	検討委員会の設置	検討	モデル校での実施	⇒

（社）東京都医師会の取組として、平成 16 年度から思春期健康相談モデル事業として実施し平成 18 年度から東京都教育委員会の取組として実施していく。

### 参考事例

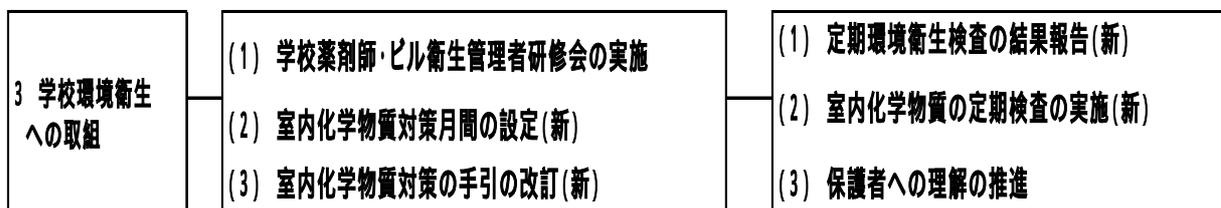
#### < 養護教諭による性感染症予防の取組（都立小平南高等学校） >

毎年 7 月、1 年生を対象に年間行事計画に位置付けられた「保健研修」を実施している。各クラス 1 時間、養護教諭が性感染症予防についてさまざまな情報や保健室での状況を踏まえ、生徒自身が性感染症の原因について考え、自分自身の問題として認識できるような授業を実施している。

### 3 学校環境衛生への取組

#### 【東京都教育委員会の取組】

#### 【都立学校の取組】



#### 【現状と課題】

##### < 現 状 >

学校保健法に基づき、児童・生徒が学校で安心して授業が受けられるように、文部科学省からの通知である「学校環境衛生の基準」(参考資料7参照)に従い、建物の維持管理を行っており、飲料水の検査や空気環境等の測定を行っている。

特に、空気環境に関しては、「都立学校室内化学物質対策検討委員会報告書」に基づき、これからの学校施設における室内化学物質対策の在り方について示した。これを基に、「都立学校における室内化学物質対策の手引」を作成し、各学校での定期測定体制とその後の事後措置についてとりまとめた。

平成16年2月、「学校環境衛生の基準」が大幅に改訂され、新たな健康課題に対応する検査項目が追加された。

##### < 課 題 >

学校環境衛生の基準に準拠した測定を各学校では、学校薬剤師をはじめ教職員が実施している。学校は、児童・生徒が学ぶ場所であると同時に、一日の約半分を過ごす場所であり、児童・生徒の心身の健全育成に大きく関与している。

しかし、近年の地球温暖化や都市部を中心としたヒートアイランド現象<sup>17</sup>は、学校環境に影響を及ぼしているため、環境面に配慮した学校づくりが求められている。

#### 【取組の方向性】

健康で快適な学習環境を確保するため、「学校環境衛生の基準」に基づいた定期的な検

<sup>17</sup> ヒートアイランド現象

都心における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のような現象。特に夜間ではその気温差は大きくなる。

査を学校保健計画に位置付け、組織的・計画的に実施し、検査結果に応じて改善が必要な場合は速やかに対応していく。

#### 【東京都教育委員会の取組】

##### (1) 学校薬剤師・ビル衛生管理技術者研修会の実施

毎年、学校薬剤師やビル衛生管理技術者を対象として、職務に関する研修会を行い、最新の情報を盛り込んだ内容となるよう充実していく。

##### (2) 室内化学物質対策月間の設定（新規）

室内化学物質対策を各学校で推進するため、日ごろから換気を励行し、児童・生徒の健康状況を把握する必要がある。

東京都教育委員会は、毎年7月を対策月間に設定し、全都立学校に配置した簡易測定機器を活用して、室内化学物質の定期測定を行っていく。基準超過の場合は、教室の使用を中止し、換気等必要な対策を講じ、室内化学物質対策の一層の推進を組織的に図っていく。

##### (3) 室内化学物質対策の手引の改訂（新規）

平成15年12月に、全校の簡易測定機器の配置に合わせ、「都立学校室内化学物質対策の手引」を作成したが、平成16年度夏季の定期測定の結果を踏まえ、基準超過時、症状が現れた場合の健康管理や換気対策等を具体的に盛り込み、事後対応を的確に行うために、手引を改訂し、説明会を開催するなど周知をしていく。

#### 【都立学校の取組】

##### (1) 定期環境衛生検査の結果報告（新規）

各学校において、「学校環境衛生の基準」で行う検査結果を学校保健計画とともに東京都教育委員会に提出し、検査の充実を図る。

##### (2) 室内化学物質の定期検査の実施（新規）

東京都教育委員会が定めた室内化学物質対策月間（毎年7月）に、測定を実施し、測定結果に基づき換気等の有効な対策を講じ、児童・生徒の安全な学習環境を確保していく。日常の換気に留意し、健康対策に努め、教職員の連携により校内の室内化学物質対策の推進をしていく。

### (3) 保護者への理解の推進

学校の室内化学物質対策の測定結果を、保護者に周知する等、学校の環境衛生についての知識をPTA研修会や講演会を通じて普及啓発を図っていく。

#### 【関係部局の取組】

#### (1) プール衛生管理講習会の実施（福祉保健局）

毎年プールの使用開始前(5月頃)にプールの衛生管理について講習会を実施し、水質の適正管理を行うことで感染症の防止等についての普及啓発を行っていく。

#### (2) 特定建築物衛生管理講習会の実施（福祉保健局）

特定建築物<sup>18</sup>の衛生管理を徹底するため毎年講習会を開催し、維持管理上の問題を指摘し、改善に向けた対応策を示していく。

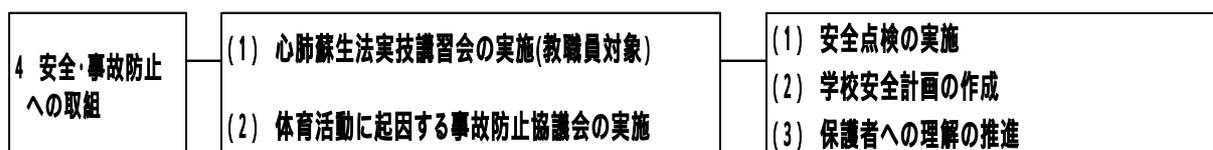
#### 重点プラン7 室内化学物質対策の充実

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
室内化学物質対策月間（毎年7月）の設定	定期測定の実施	→		
室内化学物質対策の手引の改訂	改訂版作成	説明会の開催	→	

## 4 安全・事故防止への取組

#### 【東京都教育委員会の取組】

#### 【都立学校の取組】



#### 【現状と課題】

< 現 状 >

独立行政法人日本スポーツ振興センター<sup>19</sup>の災害共済給付制度（医療費の給付）で

<sup>18</sup> 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定されており、特定用途（事務所・店舗・旅館・図書館・博物館・学校等）に利用される部分の面積が、3000㎡以上（小中高等学校等は8000㎡以上）の建築物をいう。特定建築物の管理者等は利用者が衛生的に利用できるように、空調・給排水の管理、清掃、ねずみ・衛生害虫の防除等の維持管理を行うことが、法で定められている。

<sup>19</sup> 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツ振興のために必要な援助、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付、その他スポーツ及び児童生徒

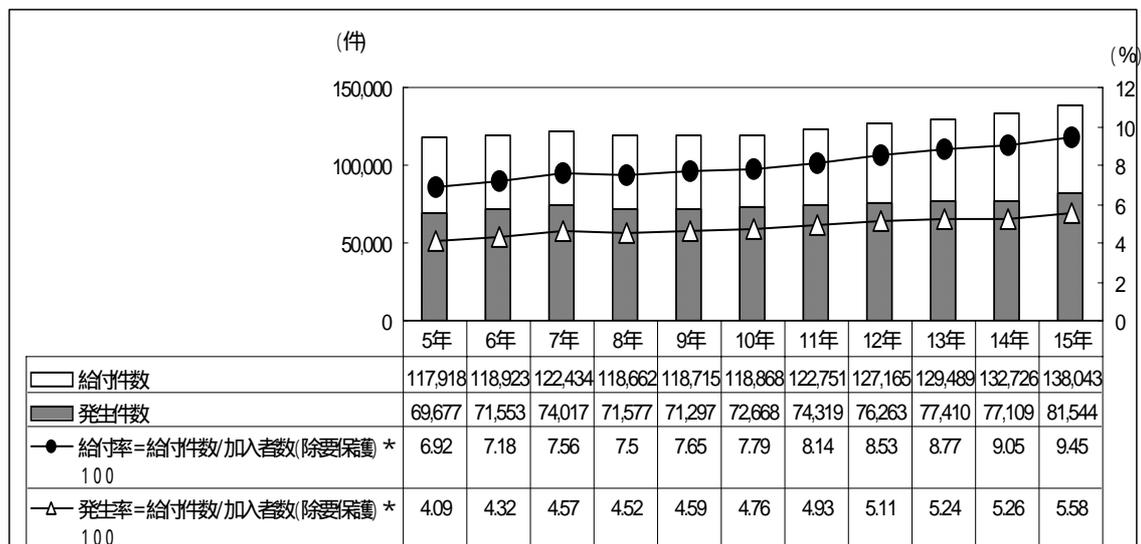
みると、児童・生徒数の減少に伴い東京都の加入者数は年々減少しているのに対し、災害発生件数は平成8年度以降継続して増加している（図5）。

災害発生率（＝発生件数/加入者数(除要保護)）は、平成8年度が4.52%、平成15年度では5.58%となっており、一貫して増加している状況である。

高等学校においては、学校管理下での災害は部活動などの課外活動中に発生したものが半数近くを占めている。

死亡見舞金の支給状況では、おおむねその半数以上を心臓系疾患などの突然死が占めている。

図 5 平成15年度災害共済給付状況



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター東京都支部

### < 課 題 >

学校教育活動の中で、不慮の事故や災害が発生することは避けられない面もあるが、事故の発生を最小限にとどめるため、施設・設備の点検を定期的を実施し、必要があれば改善していくことが重要である。

高等学校における負傷別の割合では、捻挫、挫傷、打撲が半数以上を占めている。これらを防止するためには、教員が教科指導や部活動指導を行う際の事故防止のポイントなどを明確にしておく必要がある。特に、水泳指導中の事故や夏季における光化

等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行っている。

学スモッグ、熱中症などは重大な事故につながる恐れがあるので、積極的に防止に取り組まなければならない。

### 【取組の方向性】

交通事故及び学校管理下での事故の予防（犯罪、災害を除く。）のため、予防の視点と、万が一事故が起こった場合の適切な対応を教職員・保護者・地域が児童・生徒とともに身に付けていく。

また、平成 16 年 7 月、厚生労働省から「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED<sup>20</sup>）の使用について」の通知が出されたため、今後、公共施設などで設置が広まることが想定される自動体外式除細動器（AED）について、都立学校に設置することも検討していく。

### 【東京都教育委員会の取組】

#### （１）心肺蘇生法実技講習会の実施（教職員対象）

学校内での事故に迅速に対応できる人材の育成を目的として、教職員対象の心肺蘇生法実技講習会を実施していく。

また、学校での救急事故や急病等の緊急事態に、的確に対応できるように応急手当の普及や事故発生時の対応の核となる人材の育成を目指していく。

#### （２）体育活動に起因する事故防止協議会の実施

体育活動に起因する事故防止について研究・討議を行い、指導内容・方法等の改善・充実により、事故防止の徹底を図っていく。

### 【都立学校の取組】

#### （１）安全点検の実施

校内施設や通学路の安全点検を定期的の実施していく。

#### （２）学校安全計画の作成

救急事故発生時の救護・連絡通報体制・救護資器材の整備及び応急手当の普及を

---

<sup>20</sup> 自動体外式除細動器（AED）

心停止を起こした場合に装着し、電気ショックをあたえ、蘇生を図るための器材 Automated External Defibrillator の略

含めた学校安全計画を作成していく。

(3) 保護者への理解の推進

保護者に対しても、事故の事例や応急手当に関する情報を提供することで、安全、事故防止への理解を進めていく。

【関係部局の取組】

「救命講習受講優良証」の交付（東京消防庁）

学校内の事故や急病に迅速に対応できる事業所として、教職員が応急手当普及員の資格を取得し、教職員の30%が普通救命講習を受講している学校には、事故や急病に迅速に対応できる事業所として、救命講習受講優良証を交付していく。